

石運輸第334号の2
令和5年8月24日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので、了
知願います。

北信交旅第383号の2
令和5年8月16日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

公 示

公示第47号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」（平成26年3月27日付け公示第125号）を別紙のとおり一部改正する。

令和5年8月16日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて

新	旧
<p>公示第125号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年3月27日</p> <p>北陸信越運輸局長 和迩 健二</p> <p>記</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV 福祉輸送自動車の表示等</p> <p>1. ～3.（略）</p> <p>4. 車内表示（掲示）事項</p> <p>車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。</p> <p>(1) <u>事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号</u> 別表5の規格により作成し、後席の旅客から見やすい位置に表示すること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>禁煙車マーク（禁煙車両の場合に限る。） 前席及び後席の旅客から見やすい位置に別表2の2の例により禁煙マークを表示すること。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、II 法人タクシーの表示</p>	<p>公示第125号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年3月27日</p> <p>北陸信越運輸局長 和迩 健二</p> <p>記</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV 福祉輸送自動車の表示等</p> <p>1. ～3.（略）</p> <p>4. 車内表示（掲示）事項</p> <p>車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。</p> <p>(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号 <u>並びに運転者及び補助者の氏名</u> 別表5の規格により作成し、後席の旅客から見やすい位置に表示すること。</p> <p>(2)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、II 法人タクシーの表示</p>

等4. (1)又はⅢ個人タクシーの表示等4. (1)の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。

3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。

附 則 (平成27年9月28日付け公示第44号)

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

なお、適用の際、現に法人タクシー事業者に雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証(個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証)の交付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

附 則 (令和2年4月8日付け公示第1号)

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

附 則 (令和5年8月16日付け公示第47号)

この公示は、令和5年8月16日から適用する。

なお、適用の際、現に表示している登録タクシー運転者証(個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証)は再交付を受けるまで、従前の取扱いによるものとする。

また、適用の際、現に事業の用に供している車両においては、改正後のⅣ4.(3)によらず、従前の取扱いによるものとする。

等4. (1)又はⅢ個人タクシーの表示等4. (1)の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。

3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。

附 則 (平成27年9月28日付け公示第44号)

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

なお、適用の際、現に法人タクシー事業者に雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証(個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証)の交付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

附 則 (令和2年4月8日付け公示第1号)

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

(新設)

別表1～別表4 (略)

別表5

別表5 福祉輸送自動車の車内表示

事業者名		↑ 60mm以上
自動車登録番号		↓ ↑ 60mm以上

130mm以上

別表1～別表4 (略)

別表5

別表5 福祉輸送自動車の車内表示

事業者名		↑ 30mm以上
自動車登録番号		↓ ↑ 30mm以上
運転者名		↓ ↑ 30mm以上
補助者名		↓ ↑ 30mm以上

130mm以上